



第 I 部

計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 第二期計画策定のねらい

鹿島市（以下「本市」という。）では、平成27年3月に「鹿島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域コミュニティ意識の希薄化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭の存在、高まる保育需要への対応などが課題となっており、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や国が示す「子育て安心プラン（平成29年6月2日公表。8ページ参照。）」などに基づく保育の受け皿確保が進められている状況となっています。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスなど、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てや就労、生活をしていきたいかといった当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本市の子どもとその家族が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

そこで、本市においては、「鹿島市子ども・子育て支援事業計画」を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取り組みを計画的に推進していくため、「第二期鹿島市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

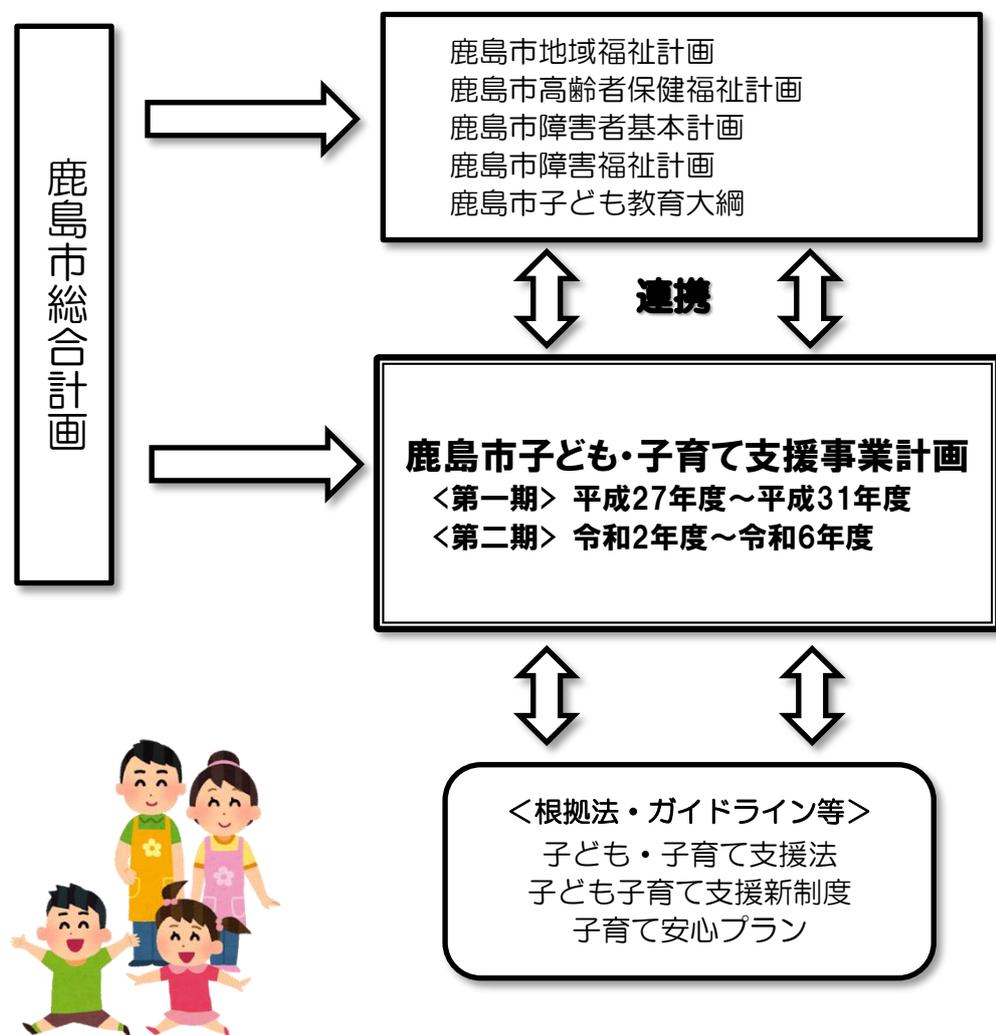
(2) 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に沿って策定するものです。

また、本計画は、本市のまちづくりの基本となる『鹿島市総合計画』との整合性を保ちながら、『鹿島市地域福祉計画』『鹿島市高齢者保健福祉計画』『鹿島市障害者基本計画』など、関連する本市の部門別計画との連携を図るものです。

なお、本計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

<計画位置付けのイメージ図>



2. 計画の概要

(1) 計画の期間

本計画は、

令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）までの5年間とします。



(2) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、概ね18歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

(3) 策定体制

本計画の策定にあたっては、「鹿島市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定のあり方等）の審議を始め、また第一期計画時の各種事業の実績に伴う点検・評価などを踏まえながら、次のような点について調査・審議をしました。

- ① 第一期計画と比較し、見直すべきところはないか（新規事業参入や計画値に乖離がないかなど）
- ② 潜在的なものを含め、教育・保育・子育ての支援ニーズが適切に把握されているか
- ③ 教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）と地域型保育事業（家庭的保育事業等）など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標
- ④ ニーズ量に見合う地域子ども・子育て支援事業（子育て支援センター、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、乳幼児家庭全戸訪問事業、放課後児童クラブ、妊婦健康診査等）が計画的に盛り込まれているか
- ⑤ 各事業の点検評価や進捗状況の報告など

(4) 国が提示する「量の見込み」の算出等の考え方

国より「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」（平成30年8月24日公表 平成31年4月23日改訂）に掲げる事項についても適切に本計画に配慮するよう提示がされています。

以下、主な事項を掲げます。

●提供体制確保の実施時期の設定

計画における提供体制確保の実施時期は、「子育て安心プラン」において目標年次としている令和2年度（2020年度）末までに、量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する。

【参考】待機児童解消に向けた取組

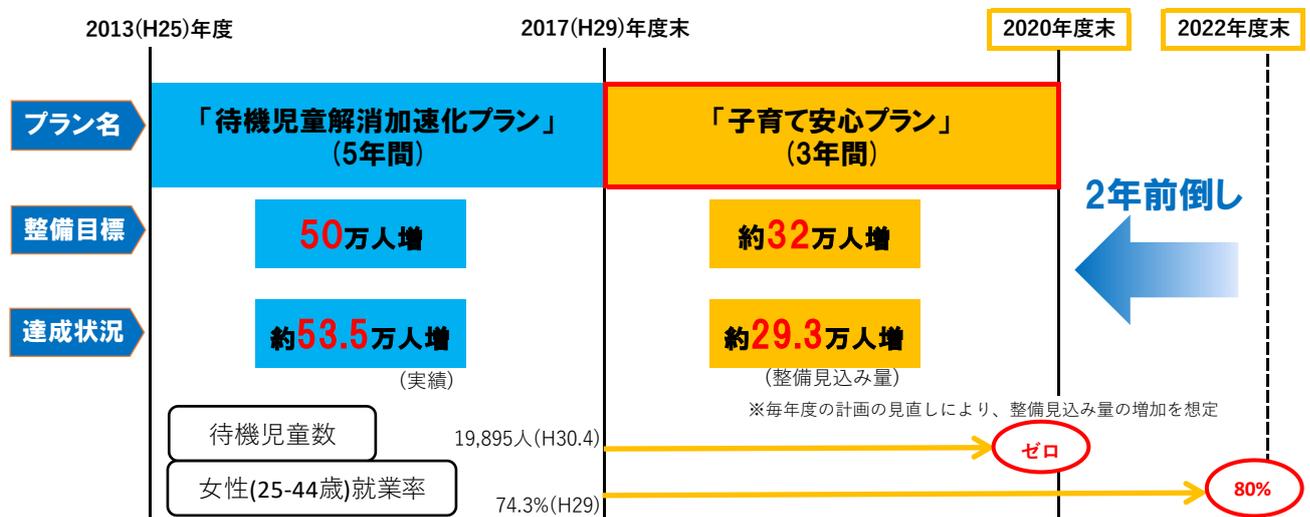
【保育の受け皿拡大の状況】

- 待機児童解消加速化プラン（2013年度から2017年度末までの5年間）による保育の受け皿拡大量は約53.5万人分（※）。待機児童解消加速化プランの政府目標50万人分を達成。
- 子育て安心プラン（2018年度から2020年度末までの3年間）による保育の受け皿拡大量の目標は約32万人。市区町村等の計画を積み上げると、2018年度当初の予定としては、3年間の整備見込み量は約29.3万人分（※）。

※これまでの経緯を踏まえれば、毎年度の計画の見直しにより、整備見込み量の増加が想定される。

【保育の申込者数、待機児童数の状況】

- 2018年4月時点の待機児童数は、19,895人となり、10年ぶりに2万人を下回る結果。



●トレンドや政策動向、地域の実情等の考慮

量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえるとともに、子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図りつつ、必要に応じて補正を行う。

●企業主導型保育施設の地域枠の活用

企業主導型保育施設（認可外保育施設）の設置者と市町村が調整を行い、地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号認定及び3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えない。

●特定教育・保育施設等の定員の取扱い

必要利用定員総数が当該年度よりも翌年度が上回る場合には、翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行う。また、新たに整備を行った保育所や認定こども園については、運営開始後1～3年目は4・5歳児定員を少なく設定し、2年目以降、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行う。

●放課後児童健全育成事業の量の見込み

2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿の拡大（新・放課後子ども総合プラン（下記参照））を踏まえ、量の見込みを算出すること。

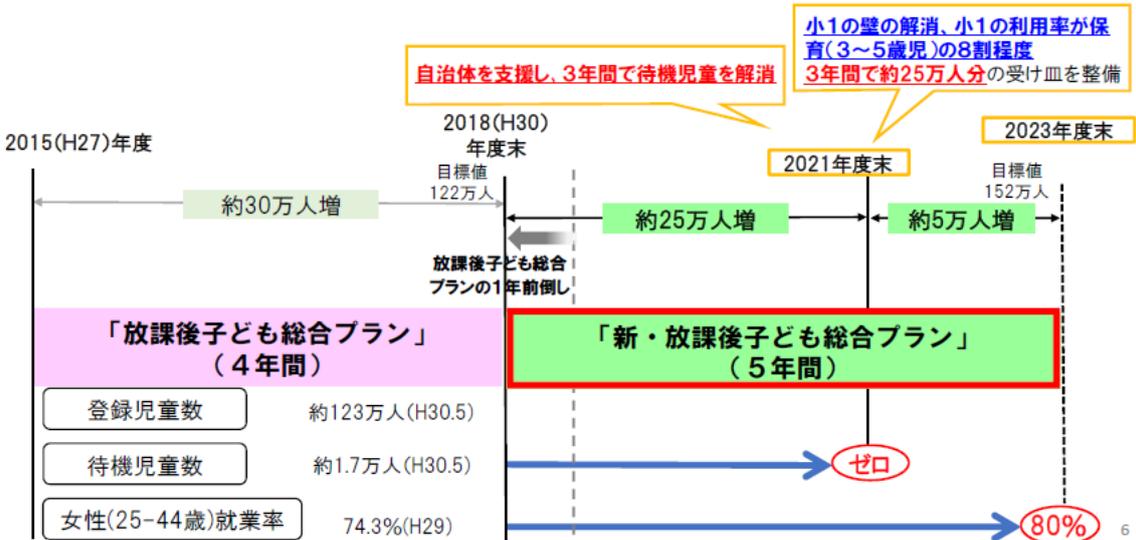
また、自治体によっては児童福祉法で定められた6年生までの受入れを行わず、途中の学年までの受入としている例もあるものと考えられるが、こうした場合でも必要なニーズに対応する為にも小学6年生までの量の見込みとして算出する。ただし、利用率に基づく補正を行うと、利用ニーズ（潜在的なものを含む）が低く見込まれることも想定されるので適切な利用ニーズの算出に留意する。

放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

（2018（平成30）年9月14日公表）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。
122万人⇒152万人



本市の教育施策の方向性について

平成27年4月より新たな教育委員会制度が始まり、この中で地方公共団体は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることになっています。本市においても総合教育戦略会議での協議等を経て「鹿島市子ども教育大綱（平成28年4月～令和3年3月）」が策定されています。

これは子どもたちの理想とする姿→対応のあり方→基本方針→個別方針を一体とし、以下の施策リストを大綱の付属資料として連動させ、子どもたちとその教育に焦点をあて、本市における教育の方向性を示しています。

<施策リスト（一部抜粋）>

- 次代の親となる若者や子どもたちが結婚・出産・子育てへの夢や希望を持てるよう子育て世代との交流を推進します。
- ふるさとに誇りを持ち、心豊かでたくましい子どもを育む教育を推進します。
- 子どもたちの自主性、協調性の育成および青少年の健全育成。
- 子どもの年齢や家庭の状況に応じた支援の選択ができるよう、多様な子育てサービスを確保します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育提供体制の確保。
- 市民と行政が一体となって鹿島のまちづくりを考えていくために、情報の共有化を図り、誰もがまちづくりに参加できるシステムづくりをすすめます。